

伐採のための路網に関する規程等について

- 路網については、「林道」「林業専用道」「森林作業道」に大別し、それぞれの役割に応じて適切に組み合わせた路網ネットワークの整備を推進してきたところ。
- 一方で、主伐による伐採面積の増加に伴い、伐採や木材の搬出等に一時的に利用される道等についても指針が必要。

路網のイメージ

林道

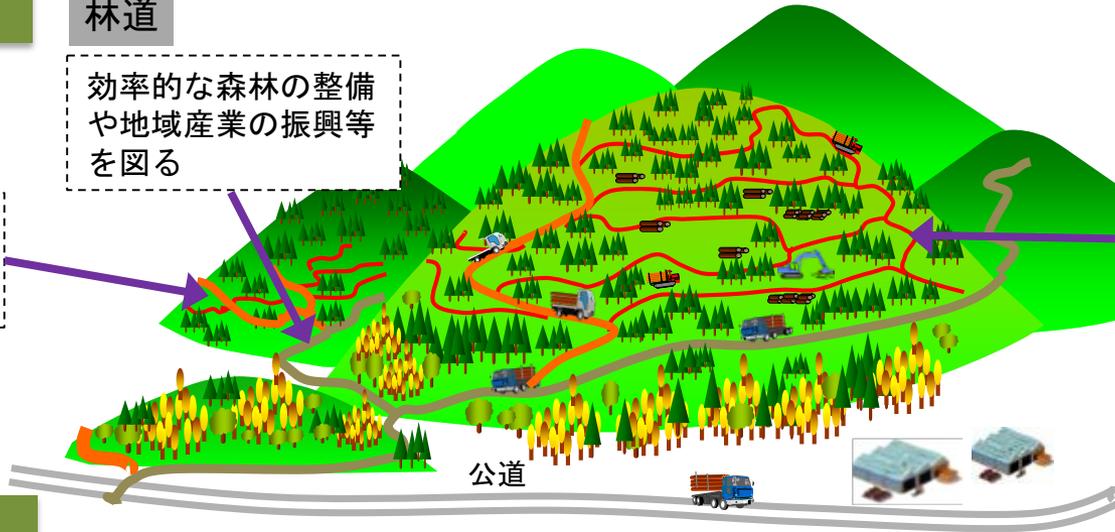
効率的な森林の整備
や地域産業の振興等
を図る

林業専用道

専ら森林施業に利用
され、木材輸送機能を
強化

森林作業道

導入する作業システム
に対応し、森林整備の
促進を図る



路網に関する整理

	林道	林業専用道	森林作業道	集材路
規程・指針	林道規程 林道技術基準	林業専用道作設指針 〔林道規程 林道技術基準〕	森林作業道作設指針	なし
設計車両 等	セミトレーラ 普通自動車 小型自動車	普通自動車 〔10トン積み程度の トラックを含む〕	林業機械 2トン積み程度の 小型トラック	林業機械
補助制度	あり	あり	あり	なし
災害復旧事業(※1)	対象	対象	対象外(※2)	対象外

※1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく災害復旧事業
 ※2 森林整備事業等による復旧は可能